

鈴鹿市社会福祉センター 使用許可申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 様

申請者 住 所 鈴鹿市 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

鈴鹿市社会福祉センターを使用したいので、鈴鹿市社会福祉センター
管理運営規程第5条により、下記のとおり申請します。

日時	時間	場所	使用 人数
月 日 ()	: ~ :	大会議室 ・ その他 () A 会議室 ・ 団体室 ・ ボランティア室	
日 ()	: ~ :	大会議室 ・ その他 () A 会議室 ・ 団体室 ・ ボランティア室	
日 ()	: ~ :	大会議室 ・ その他 () A 会議室 ・ 団体室 ・ ボランティア室	
団体名			
使用目的			
使用中責任者名	同上 ・ その他() TEL - -		
使用中責任者住所	鈴鹿市		

決 裁 欄	課 長	G L	グループ		合 議	
使 用 料	円		許 可 年月日	令 和 年 月 日	台帳 照合	

使 用 者 心 得

- 1 使用者は次の事項を守ってください。
 - (1) 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入ったり、設備器具等工作物以外のものを使用し、又は他に移動させたりしないこと。
 - (2) 所定の場所以外で飲食をしないこと。また火気を使用しないこと。
 - (3) 他人に危害を加えたり、迷惑となる物品、動物等を携帯したり、または携行しないこと。
 - (4) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙をしたり、くぎ等を打ったりしないこと。
 - (5) 許可を受けた施設以外の場所や、共用施設において印刷物等を掲示し、または配布しないこと。
 - (6) 管理上に必要な指示に従うこと。

- 2 次に該当するときは、使用の停止又は許可の取り消しをすることがあります。
 - (1) 使用許可の申請書に偽りの記載があったとき。
 - (2) 使用許可の目的を変更したり、条件に違反したりしたとき。
 - (3) 建物、備品等を破損するおそれのあるとき。
 - (4) 管理上支障があると認めたとき。
 - (5) 規則、規程に違反したとき。
 - (6) その他、会長が不相当と認めたとき。

- 3 使用中に建物、備品などをき損又は滅失したときは、これを原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 4 使用後の火気の始末、清掃、整理に十分注意し、係員の点検を受けてください。